

平成22年6月21日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線) 室長 小林 洋子

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(本省受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年6月11日から平成22年6月17日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(本省受付分)(10/06/21)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(本省受付分)

平成22年6月11日～6月17日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
行政相談室 (各部局に属さないもの)	3	46	1	1	415	466
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	0	15	0	0	8	23
健康局	0	56	0	0	151	207
医薬食品局	0	52	0	0	9	64
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	1	301	2	0	80	384
職業安定局	0	32	4	0	131	167
職業能力開発局	0	11	63	0	22	96
雇用均等・児童家庭局	0	200	1	0	137	338
社会・援護局	0	54	3	57	36	150
障害保健福祉部	0	2	0	0	0	2
老健局	0	39	2	2	9	52
保険局	0	39	0	0	5	44
年金局	0	15	0	0	28	43
政策統括官	0	8	0	0	3	11
日本年金機構	42	685	68	0	66	861
合 計	46	1,555	144	60	1,100	2,908

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	523
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	858
法令遵守違反に関するもの	11
その他	1,516

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	行政相談室
照会先	相談係長 松浦 洋平(内線7134) (03)5253-1111(代表)

平成22年6月11日～6月17日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	3件	46件	1件	1件	415件	466件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	466件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類:	概 要
1	失業して収入がないのに住民税の督促が来た。以前の所得をもとに計算する住民税の算定方法を見直してほしい。すでに市役所には話をしている。(電話)	④	総務省にご要望されたほうがよい旨説明し、ご理解を得ました。
2	長妻厚生労働大臣と直接会話をしたいので大臣にかわってほしい。意見の内容はその時に申し上げる。(同様の電話がありました。)	④	ご意見等の内容に応じて、所管部局が組織として責任をもってご意見等を承る旨をご説明し、了承を得ました。
3	【ご質問:口蹄疫に対する環境消毒のエビデンス】 私は内科勤務医です。最近のニュースに、車両消毒の義務化とあります。口蹄疫ウイルスは空気感染主体のはずで、これに対してのタイヤや車両消毒は、むしろ消毒薬の垂れ流しの方が多く、見た目は何かやっけるようにみえますが、実効は乏しく無駄が多すぎると考えます。以前も院内用粘着マットの有用性は乏しく廃止。ICUや手術室も靴カバーを使う位で、よほど汚れてなければ、外の靴で入室OK。新型インフル水際作戦では空港検疫時の仰々しさで多くの方に不安を与えたように、実効よりも不安を蒔く方が大きく思えます。消毒ポイントで“エビデンス”があるなら、教えて下さい。正しい考え方、知識を国民にも教えて下さい。 (厚生労働省「国民の皆様の声」意見メール)	④	厚生労働省の所管ではなく、農林水産省の所管である旨返答いたしました。
4	【ご意見:口蹄疫について】 発生地域では、車や人等の消毒に力を入れている様ですが、例えば、口蹄疫発生地域や近隣において、家畜部屋の空間に、蚊取りマットやハエ取り紙や薬を(家畜に害のない程度の殺虫剤)置き、蚊やハエからの感染を少しでも防ぐ努力もしてはどうでしょう。また同様に、発生地域や近隣のカラスも駆除する等、すべてきれいなのは解っていますが、元気な家畜までも殺さなければならぬ悲劇を少しでも無くす努力として、感染経路の可能性の高い、蚊・ハエ・カラスも駆除する等、できる事はすべてした方がよいと思っておりますが・・・。 (厚生労働省「国民の皆様の声」意見メール)	④	厚生労働省の所管ではなく、農林水産省の所管である旨返答いたしました。
5	【ご意見:管轄違いとした意見について】 本フォームで寄せられた意見のうち、別省庁が管轄するものについては、厚労省から担当省庁へ廻していただくようなシステムになっているのですか？現状がそうでないなら、広く省庁全体で意見を共用するシステム作りをしないと、せっかく寄せられた意見が無駄になります。単に「それはうちの管轄ではない」と切り捨てるのではなく、「その件は◎◎省庁の管轄になりますので、そちらへおつなぎします」くらいの柔軟な対応をしてください。 (厚生労働省「国民の皆様の声」意見メール)	④	国民の皆様の声送信フォームで寄せられたご意見等の中で、他省庁が所管しているものにつきましては、ご本人様へその旨ご連絡(返信)しているところです。また、個人情報保護の関係上、当省から直接他省庁への転送は行っていない旨返答いたしました。
6	※その他、口蹄疫や外国人へのビザ発給緩和に関するご意見等の厚労省施策以外のご意見メールが多数ありました。		

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③政策・制度の改善等を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	医政局
照会先	指導課医療法人係(内線2553) 歯科保健課総務係(内線2583) 看護課総務係(内線2596) 医事課総務係(内線2566)

平成22年6月11日～6月17日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	15件	0件	0件	8件	23件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	件数
政策・制度立案への提言	0件
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
法令遵守違反に関するもの	0件
その他	23件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	医療機関の開設と同時に医療法人を設立し、医療法人立の医療機関として事業を開始することはできるのか。		医療機関の開設と同時に医療法人による運営を行うことは可能であるとしているが、医療法人を所管する都道府県知事の判断によっては、医療機関の安定的な運営を医療法人設立の条件とする場合もある旨をご説明しました。
2	受診した歯科医院の診療行為について納得がいかないため、行政機関が設けている相談窓口があれば教えて欲しい。		都道府県の医療安全支援センターにご相談頂くようご説明しました。
3	准看護師として三年以上働いていると国家試験が受けられるのは本当か。		保健師助産師看護師法第21条第3号に基づき、免許を得た後3年以上従事している准看護師の方については、看護師学校、または養成所において2年以上修業しないと受験資格は得られない旨をご説明しました。
4	保健師の通信制の学校は存在するか。存在するなら、所在地を教えて欲しい。		通信制の保健師学校は存在しない旨をご説明しました。
5	多忙な医師に代わり、医療機関の事務職員が、カルテ等の書類作成をすることは医師法上可能なのか。		通知(医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について)を説明し、医師が最終的に確認し署名することを条件に、事務職員が、医師の補助者として記載を代行することができる旨をご説明しました。
6	身体に障害を持っているが、免許を取得することができるか。(医師法第4条第1号等の内容に関する問い合わせ)		国家試験合格後、免許申請時において免許を与えるか与えないかの判断となるので、現段階では取得の可否はお答えできない旨をご説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	健康局
照会先	健康局総務課 榎本 芳人(内線2313) (ダイヤルイン03-3565-2077)

平成22年6月11日～6月17日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	56件	0件	0件	151件	207件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	10件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	197件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	たばこの値上げをすべきではない。		貴重なご意見として拝聴いたしました。
2	全面禁煙はやりすぎではないか。		貴重なご意見として拝聴いたしました。
3	受動喫煙対策を行っていないところの行政指導をしてほしい。		貴重なご意見として拝聴いたしました。
4	事業仕分けで、生活衛生関係営業指導センターへの補助金が廃止されたが、生活衛生関係営業指導センターは存続するのか。生活衛生営業の事業者は中小零細事業者であり、融資手続きや経営相談の助言指導等を行う生活衛生関係営業指導センターは国民のため必要である。		貴重なご意見として拝聴し、事業仕分けの結果を受けて、現在、今後の対応について検討していると回答いたしました。
5	原爆症認定の審査について、申請しているが認定状況はどうなっているか。		随時審査を行っているところであり、審査には時間を要しているが審査基準の見直しや審議会開催回数の増などにより対応している旨説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	医薬食品局
照会先	書記室管理係長 茂木 匡哉(2704)

平成22年6月11日～6月17日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	52件	0件	9件	3件	64件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	64件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	治験に参加したが、採算上の理由から途中で投薬が中止された。治験実施者の製薬企業は中止の事実について把握していない。当該企業に確認するよう指導してもらえないか。		投薬については、理由があって途中で中止になることがあり、中止の理由について治験責任医師に確認することが重要である旨をお伝えしました。また、当該製薬企業に対して、治験が問題なく実施されているか、モニタリング時等に確認するよう要請しました。
2	亜硝酸ナトリウムの輸入を考えている。大学の催しもので、噴水の装置の金属サビ防止に使用するためであるが、何か登録が必要か。		使用となる目的が、ご相談いただいた様な自家消費に係るものであれば、輸入業の登録は必要ないことをご案内しました。ただし、ご相談いただいている当該物質は毒劇物に該当するため通関で止まる可能性があることから、別途、薬監証明を取得していただく必要があることを伝え、申請窓口である関東信越厚生局の連絡先をお伝えしました。
3	C型肝炎ウイルスに感染しており治療中であるが、20年ほど前に2回輸血をした経験がある。給付金の制度について知りたい。 (給付金や治療費助成に関わるお問い合わせ多数。)		「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」の概要をご説明いたしました。 給付金を受けるためには製剤投与の事実認定が必要ですが、これは訴訟を通じ裁判所が行うものであることをご説明いたしました。
4	C型肝炎ウイルスに感染しているが、未だ発症してない。過去に輸血をした際に感染したと思われる。現在まで、特段治療等をせずにいたが、最近、数値が上がって本格的に治療することになるかもしれないがどうしたらいいか。		治療法等については、個人の方々によって異なるので、医師にご相談していただくようご説明すると共に、肝炎治療(インターフェロン治療)の助成制度についてもご説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 監察官 小城 英樹(内線5586) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年6月11日～6月17日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1 件	301 件	2 件	0 件	80 件	384 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	6 件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	1 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	377 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	清掃業務をしているが、清掃時には喫煙者が多く、受動喫煙しているので、自分の体が心配である。規制する法律はないのか。	①	職場における受動喫煙防止対策については、平成22年5月に「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」において報告書を取りまとめたところであり、その報告書を踏まえ、労働政策審議会において議論を開始することを説明し、ご理解いただきました。
2	職場で複数の者から受動喫煙を受けていた。2度と同じようなことを繰り返さないため、罰金付きの規制を希望する。	①	貴重なご意見として承った上で、職場における受動喫煙防止対策については、平成22年5月に「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」において報告書を取りまとめたところであり、その報告書を踏まえ、労働政策審議会において議論を開始することを説明し、ご理解いただきました。
3	長時間労働の蔓延は、成果主義と密接に関連している。また、成果と労働時間の長さは関係しており、求められている成果が、長時間労働を前提としているということだ。「残業は無尽蔵である」という考え方を根本的に変えていくべきだ。	①	時間外労働の限度基準(1ヶ月45時間など)の遵守について指導等しているところです(匿名のメールであったため、返信は不可能でした。)
4	事業場によっては、一日中電気がついてることが日常茶飯事だが、労働者自らも労働関係法令を守るようすべきだ。	④	貴重なご意見として承りました(ご意見を言われて、すぐ電話を切られてしまったので、返答が不可能でした。)
5	労災年金の振込通知書や労災年金給付の変更決定通知書を紛失したときに、再発行ができないというのはなぜか。	①	現在の労災年金システムでは通知書の再発行ができないが、通知書の再発行の依頼があった場合に「労災保険年金等支払額証明書」を発行している旨を説明し、ご理解を求めました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	労災の障害補償給付の請求をしていて、監督署から求められた必要書類を提出したが、具体的にいつ頃決定されるのか、時期については何も教えてもらえない。決定される時期を教えてください。	①	事案によっては、調査に時間がかかることもあることを説明し、ご理解を求めました。 また、労働局を通じて、請求人に対して現在の進捗状況を懇切丁寧に説明するよう指示しました。
7	労災の請求書に事業主証明欄があるのは、労働者のことを考えてない。事業主が協力的でない場合もあるのだから、労働者のことを考えて請求書の様式を変更するべきだ。	①	事業主の証明については、請求書に記載されている災害発生状況や休業期間等、被災労働者の状況を確認するために設けられているものであること、証明欄の必要性について説明しました。 また、事業主が証明を拒む場合等、証明が受けられないような事情があれば、その旨監督署へ申し立てていただければ、請求書を受理するとともに、事業場に対して必要な指導も行っていることを説明し、ご理解いただきました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	職業安定局
照会先	公共職業安定所運営企画室 広報担当官 和田史絵(内線5682) 広報係長 比田井徹也(内線5739) (直通03-3593-6241)

平成22年6月11日～6月17日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	32件	4件	0件	131件	167件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	13件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	81件
	法令遵守違反に関するもの	3件
	その他	70件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	ハローワークの求人検索機の混雑緩和を図りたい。		依然として雇用失業情勢が厳しいため、ハローワークの求人検索機のコーナーが混雑している旨ご説明しました。併せて、1回当たりの利用時間の目安を示し、その時間が来たら、次の方に順番を譲っていただくようお願いしていること、時間を要している方に対しては、効率的な検索方法や窓口における相談をご案内していること等、混雑緩和のための取り組みをご説明し、ご理解いただきました。
2	雇用調整助成金を受給している企業で、従業員を出勤させているにもかかわらず、休業扱いとしている企業を知っている。不正受給を行っている恐れがあるため、調査してほしい(具体的な企業名の記載あり)。		いただいた情報を労働局へ伝え、事実関係を把握し適切に早急に実地調査をするよう指示しました。一方、ご本人に対しては、当該助成金については、不正受給に関し、事業所を直接訪問して実地調査を行っているところであり、不正受給が認められた場合には返還手続きをとるなど厳正な対処を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
3	ハローワークの担当が企業に対して積極的に求人へのアプローチをするなどして、ハローワークの求人情報を増やしてほしい。		現在ハローワークでは求人開拓推進員を増員し、企業訪問回数を大幅に増やしています。また、各ハローワークの所長を先頭に企業、事業主団体への求人要請も行っているところです。引き続き求人確保のため努力してまいります。
4	ハローワークの求人票に年齢や性別が不問と書いてあるにもかかわらず、連絡してみると年齢や性別を理由に断る企業があるので、きちんと指導してほしい(具体的な企業名の記載なし)。		ハローワークにおいては、事業主に対し、年齢や性別でなく能力や適性に基づき公正に採用の判断を行うよう指導しております。年齢や性別を理由に不採用とする事業所を把握した場合には、当該事業所に対し指導を行うこととしている旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	就労しているにもかかわらず、雇用保険の失業等給付を受給している者を知っている。不正受給ではないのか。		いただいた情報を該当労働局に伝え、事実関係を確認し適切に対処するよう指示しました。
6	ハローワークの求人に応募したが、求人先から連絡が全くない。不誠実ではないか。指導してほしい(具体的な企業名の記載なし)。		ハローワークでは、求人を受理する際、事業主に対して、求職者から応募があった場合は、理由の如何にかかわらず、全員にきちんと連絡するよう指導しております。また、個々の事業所への指導についても、詳細をご連絡いただければ、適切に対応させていただく旨ご説明しました。
7	ハローワークの求人票をみると「応募書類は返却しません、責任もって廃棄します。」と書いている事業所があるが、返却するよう指導すべきではないか。		ハローワークでは、求人企業に対して、原則として応募書類は返却するよう要請しております。また、事情により返却できない場合には、あらかじめ求人票にその旨を記載するよう指導していること、応募書類の返却が遅れている場合には、求人企業に督促していること等もご説明し、ご理解いただきました。
8	会社都合で退職したが、後日会社から送付されてきた離職票の離職理由欄をみると、自己都合と記載されていた。事実と異なるので、どうにかしてほしい。		ハローワークに来所いただき、雇用保険の受給資格決定時に、事実と異なる旨お申し出いただければ、ハローワークから事業主に事実関係を確認し、補正等の措置を講じることが可能である旨ご説明し、ご理解いただきました。
9	求人票の記載事項は求職者にとって重要な情報なので、ハローワークで受け付ける際にしっかりと確認してほしい。		ハローワークでは、求人情報が正確なものとなるよう事業主への確認に努めています。なお、求人票の内容と実際の求人条件が異なっている場合は、ハローワークから事業主に対し確認し、求人票の修正等の指導を行っております。
10	長い間、雇用保険料を納めてきたのであるから、わずかな額であっても構わない。一時金として受け取ることはできないのか。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、失業されて求職活動しない場合等には、保険事故に該当しないため失業等給付が支払われない旨、ご説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	職業能力開発局
照会先	総務課長補佐 尾田 進(内線5907) 総務係長 大原 竜太(内線5911) (直通 03-3502-6783)

平成22年6月11日～6月17日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	11件	63件	0件	22件	96件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	63件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	22件
	法令遵守違反に関するもの	4件
	その他	7件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	先般、労働政策審議会において「おおむね妥当」と答申された「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案要綱」においては、雇用・能力開発機構の廃止に伴い、事業を承継する新法人で在職する職員を包括承継するのではなく、採用方式とすることとされているが、重大な雇用問題が生じるものであり、本法案の作業の中止を要請する。 (ほか同様の意見62件)		組織の統廃合に伴う職員の移籍については、承継法人に包括承継させる方式や、採用方式など、様々な方式があり得ます。 今般、包括承継ではなく、採用方式をとるのは、雇用・能力開発機構については、各種施設の設置運営の在り方等について問題を指摘されてきたことから、法人を廃止し、抜本的に組織を見直すこととしたため、職員の雇用契約についても、いったん整理する採用方式を採用することとしたものです。 雇用・能力開発機構の廃止に当たっては、職員の雇用問題に最大限配慮することとしています。 具体的には、新法人においては、職業能力開発業務を的確に実施するための人員枠を確保する一方、業務のスリム化による職員の削減については、定年退職者の不補充による自然減等により対応することとしており、昨年12月の閣議決定の趣旨を踏まえ、雇用問題に配慮した対応を考えています。 当省としても、関係独立行政法人において、雇用問題への配慮という趣旨を十分踏まえた対応がなされるよう要請してまいりたいと考えています。
2	緊急人材育成支援事業による職業訓練(基金訓練)について、民間の専門学校等に実施させるべきではないのではないか。NPO等の非営利組織に限るべきである。		基金訓練の実施機関の開拓に当たっては、一定の基準を満たしていることを確認した上で認定しているものであるところ、効果的で多様な基金訓練コースを開拓するためには、民間の専門学校等も含めた多様な機関を活用することが重要と考えています。
3	緊急人材育成支援事業による職業訓練(基金訓練)について、もっと受けられるコースの数を増やしてほしい。		当省及び関係機関において連携し、基金訓練の実施先の開拓を積極的に行っているところであり、今年度6月15日現在で、認定した訓練コース数は約2千9百コース、訓練定員数は約6万5千人となっており、着実に実績を伸ばしているところです。
4	緊急人材育成支援事業による職業訓練(基金訓練)のコース情報はどこで確認することができるのか教えてほしい。		お住まいの地域で募集している基金訓練については、ハローワークで確認いただけること、また、中央職業能力開発協会のホームページにコース情報(http://www.javada.or.jp/kikin/areamap.html)が掲載されているので、こちらでも確認いただける旨を説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	訓練・生活支援給付の支給要件に「世帯の年収が300万円以下」、「世帯全体の金融資産が800万円以下」とあるが、これらの要件は廃止し、申請者個人の収入等だけを支給要件とすることとしてほしい。		訓練・生活支援給付は、雇用保険を受けられない方などであって、御家族の経済的支援を受けることが難しい方に安心して職業訓練を受講できるようにするための制度です。 このため、御家族と生計を一つにして暮らされている場合は、本給付の対象とならない旨を説明しました。
6	訓練・生活支援給付は、被扶養者がいる場合に月12万円とされているが、この額で家族を養っていけないとは思えない。支給額を引き上げてほしい。		訓練・生活支援給付の支給額月12万円(扶養家族あり)は、雇用保険など他の給付制度の水準等を踏まえて設定しているものです。 なお、必要である場合には、訓練・生活支援給付に加え、訓練・生活支援資金融資(扶養家族あり: 月上限8万円)をお申し込みいただくことができます。
7	新規の中学校卒業者にも訓練・生活支援給付が支給されるそうだが、働いたこともない彼らに支給するのは、勤労意欲の減退につながるものであり、このようなばらまきは即刻廃止してほしい。		依然として新規学校卒業者の雇用失業情勢が厳しい中、彼らが就職のために必要な職業訓練を安心して受講いただくため、訓練・生活支援給付の支給は必要不可欠と考えています。
8	厚生労働省と内閣府でニートの数が異なっているが、どうしてなのか教えてほしい。		以前、厚生労働省では「労働力調査」(総務省が実施)から、内閣府では「就業構造基本調査」(総務省が実施)からニートの数を割り出していたことがあり、それぞれの調査方法が異なるため等の理由により、ニートの数にも違いが生じていました。 ただし、政府内で整理を行い、現在は、厚労省の用いていた労働力調査からニートの数を割り出すよう統一されています、と説明しました。
9	ジョブ・カード制度を活用して正社員になることが出来ると聞き、自分も活用してみたいと考えているが、まず何をすれば良いのか教えてほしい。		(ジョブ・カード制度の内容や流れを説明した上で)まず最初は、ハローワークにおいて、ジョブ・カードを用いたきめ細かなキャリア・コンサルティングを行うので、お近くのハローワークにお越し下さい、と説明しました(その際、事前に電話で予約を取られると効率的と伝えていました)。
10	求職者を採用して雇用型訓練を利用してみようと思うが、どうすればいいのか教えてほしい。		事業内容や事業主様の意向に沿った訓練計画の策定等、制度全般的な相談に応じる窓口機関として、お問い合わせいただいた事業所の最寄りのジョブ・カードセンターを御案内いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

平成22年6月11日～6月17日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	200件	1件	0件	137件	338件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	185件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	4件
	法令遵守違反に関するもの	2件
	その他	147件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	・外国人に子ども手当を支給すべきではない。 ・子ども手当自体を行うべきではない。 ・子ども手当よりも保育所を増やすことが必要。 ・所得制限を設けるべきである。		貴重なご意見として承りました。
2	自分の子どもが児童相談所(以下「児相」)に一時保護されている。児相の関与が行き過ぎていると感じており、国にも話を聞いてもらいたい。 児相の権限が強くなっているが、児相は明らかに権限を乱用している。昨今の痛ましい事件が後を絶たないため、児相の権限を強化することもわからなくはないが、児相の権限が強すぎる。児相を監視する第三者機関が必要ではないのか。仮に裁判をしても裁判所は中身の話は児相任せである。保護者の主張にも耳を傾けるべき。(調査研究や施策も考えてほしい。)		児童相談所における児童の一時保護は自治事務であり、個々のケースの対応について、国がその是非を判断する立場にはないと説明した上で、ご意見として承りました。
3	私(男性)は1か月育児休業を取ったが、男性が育児休業を取れるということを理解していない人が圧倒的に多かった。男性が積極的に育児休業を取れる環境を作ってほしい。		貴重なご意見として承りました。6月17日に「イクメンプロジェクト」を発足させたところであり、今後も男性の育児休業取得促進の取組みを進めていくことをご説明しました。
4	児童扶養手当の支給要件に該当していたが、制度を知らなかったため、手当を受けられなかった。もっと周知すべきではないか。また、一部支給停止に関して、就労していることを証明する書類は申請者の利便性を考えて雇用証明書以外にももっと広く認めてほしい。		受給資格者が各種手続きをした際、児童扶養手当についてもご案内していただくよう支給機関に指導する旨伝えました。また、就労していることを明らかにする書類は、雇用証明書だけでなく、被保険者であることが明記された健康保険証等も可能である旨説明しました。
5	児童扶養手当の支給対象が父子家庭にも拡大されたが、生活保護を受給している家庭は、収入認定されてしまうため、結局、手当の恩恵は受けられない。不平等で納得がいかない。		ご意見を拝聴し、関係部局にもご意見をお伝えしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	母子家庭の母など、就職が特に困難な者を雇い入れている事業所に対して助成金を支給する「特定求職者雇用開発助成金制度」があっても、地方では、母子家庭の母を雇用してくれる企業や会社はありません。 国の政策で、フルタイムで働いている母子(父子)家庭の母(父)の正規雇用を、企業に義務づけてほしい。		貴重なご意見として承りました
7	保育園の待機児童を解消するため、株式会社の保育園経営の新規参入が容易にできるようにしてほしい。 たとえば、社会福祉法人が保育園を新規に設置する場合に補助される「施設整備費補助金」を株式会社が保育園を新規に設置する場合にも適用すれば、参入しやすくなると思われる。		貴重なご意見として承りました。
8	今年4月子どもを保育所に入所させたが、以降2ヶ月以上の間、慣らし保育として、14時半のお迎えを要請され続けているが、次の2点について厚生労働省の考えを聞きたい。 子どもが、保育所に慣れないことを理由に保育を行わない(早い時間のお迎えを要請される)ことについての是非。 保育が行われず(早い時間のお迎えを要請される)に、当該児童の分の保育所運営費が支出されることについての是非。		慣らし保育については、法令等の規定はありません。お子さんが最良の保育を受けることができる方策が取れるよう、保育所と保護者でよく話し合いをしていただきたい。 また、保育所運営費については、児童福祉施設最低基準を維持するための経費であり、慣らし保育が行われる場合においても最低基準を満たすための職員の確保が必要のため、その分を減額措置するというような規定はない旨説明しました。
9	認可外保育施設を経営している。市役所では家庭的保育事業を推進し、PR等を行っているが、認可外保育施設は保護者にも紹介されず、不平等である。劣悪な環境の中で家庭的保育事業を行っている事業者があるとも聞くが、どのように考えるか。		家庭的保育事業は、児童福祉法上に位置付けられている公的な保育サービスであり、このため、都道府県等の自治体により指導監査が行われ、劣悪な事業所については、改善指導等が行われている旨説明しました。
10	保育所において医師の指示がなくても保護者の依頼で「アレルギーと疑われる食物の除去」に対応して欲しい。 また、アレルギーのあることが保育所の受入拒否の原因とならないようにして欲しい。		保育所における食物アレルギーの除去食については、医師の指導の下、適切に対応することが必要であり、また、アレルギーが原因で保育所の受入拒否を行うことは適当ではないと考えます。 しかしながら、保育の実施については、市町村の責任の下で行われるため、国から直接指示はできず、最寄りの市町村へご相談いただきたい旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
11	夫が病気で通院しながら養生しており、働ける状況ではないが、子どもを保育所に預けることはできないのか。		<p>保育所は、児童の保護者のいずれもが、当該児童を保育することができないと認められ、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に、入所することができる施設です。</p> <p>当該児童を保育することができないと認められる場合については、児童福祉法施行令第27条において「疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること」等を規定しています。</p> <p>保育所入所の判定は、本施行令の規定等をもとに市町村が行っており、詳細については市役所に問い合わせいただきたい旨説明しました。</p>
12	ある団体が開催している受胎調節実地指導員認定講習会について、母体保護法施行規則で定める基準に基づいた実習が行われていない。正確な調査と厳しい指導を要望する。		<p>講習会については、都道府県がその認定を行っているため、ご意見の趣旨を認定を行っている都道府県に伝え、適切な対応を取っていただくよう依頼した旨をご回答いたしました。</p>
13	マタニティマークについて、席を譲ることを強制されているようで不愉快。欲しくても子どもを産めない方への配慮はないのか。		<p>マタニティマークは、妊娠初期には外見からは妊娠していることが分かりづらく、周囲からの理解が得られにくいことから、マタニティマークを妊産婦の方が身につけ、周囲の人が妊産婦の方への配慮や気遣いなどを示しやすくすることを期待したもので、妊産婦にやさしい環境づくりを推進することを目的としている旨をご説明いたしました。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	社会・援護局(社会)
照会先	社会・援護局総務課 課長補佐 大武 喜勝(内線2813) 社会・援護局書記室 管理係長 佐藤 敏彦(内線2803)

平成22年6月11日～6月17日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0 件	54 件	3 件	57 件	36 件	150 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	6 件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	79 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	65 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	裁判の報道を受けて、老齢加算の復活という意見があるが反対である。生活保護では、医療費は自己負担がないし、食事も若年の頃と比較して量も減っている。服の新調も普通であり、特別な理由はないと思う。	④	ご意見としてお伺いしました。なお、生活保護基準のあり方については、ナショナルミニマム研究会での議論も踏まえて今後考え方を整理していく予定でございます。
2	福岡高裁判決を受け入れ、老齢加算を復活するべきである。	④	ご意見としてお伺いしました。なお、生活保護基準のあり方については、ナショナルミニマム研究会での議論も踏まえて今後考え方を整理していく予定でございます。
3	日本人の税金で外国人を養うのは止めるべきである。日本は日本人のもので税金は日本人に使われるべきであり、生活保護も日本人に限定すべき。	①	ご意見としてお伺いしました。生活保護法は、憲法25条に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規程されていることから、基本的には日本国民のみを対象としておりますが、適法に日本に滞在し、就労活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人については、社会的・人道的観点から、日本人と同じ取扱いとしていくところでございます。
4	生活福祉資金貸付の貸付要件が住んでいる都道府県によって差があるのはおかしい。全国で統一すべきではないか。	① ④	生活福祉資金の運用については、厚生労働省において生活福祉資金貸付制度要綱を定めており、この要綱に沿って運用されている旨お答えしました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③政策・制度の改善等を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

5	総合支援資金の貸付申請の相談を地区の社会福祉協議会へしたが、あまり話を聞いてもらえずに、結局貸付はできないとのことだった。対応が悪すぎるのではないか。	① ④ ご意見としてお伺いしました。制度内容をご説明するとともに、都道府県の指導監督部署へご相談して頂くようお願いしました。
6	消費生活協同組合において実施している共済事業の契約者より、当該組合の職員の対応等に関する苦情相談。	④ ⑤ 室内でご相談内容について情報共有し、対応について検討しました。検討後、当該組合に対して、職員の対応については、契約者にわかりやすく、また真摯にご説明するように伝え、ご相談内容を報告しました。
7	介護福祉士の受験資格取得に係る実務経験ルートにおいて6月の養成課程の受講が必要となるのは何年度の試験からとなるか教えてほしい。加えて、働きながら受験資格を取得できるように受講料等の受講生にかかる負担軽減策を充実させて欲しい。	① ④ 現在、当該ルートの受験資格については、検討会を実施し調整中であることをお伝えしたうえで、平成24年度の試験より受講が必要となる旨を説明し、ご了解いただきました。また、ご要望については貴重なご意見として拝聴しました。
8	社会福祉法に基づく社会福祉主事任用資格の取得方法について教えてほしい。	① 社会福祉法に基づく資格取得方法について詳細を説明し、ご了解いただきました。
9	介護福祉士及び社会福祉士の資格取得方法について、どのような取得方法があるのか教えてほしい。	① 士士法に基づく各資格取得ルートについて詳細を説明し、ご了解いただきました。
10	介護福祉士等修学資金貸付制度の概要について教えてほしい。	① 介護福祉士等修学資金貸付制度について制度の概要を説明し、ご了解いただきました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③政策・制度の改善等を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成22年6月11日～6月17日受付分

部局(課室)名	社会・援護局障害保健福祉部
照会先	【企画課】 課長補佐 矢田貝 泰之(内線3011) 主査 山田 大輔(内線3016) (ダイヤルイン 03-3595-2389)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	2件	0件	0件	0件	2件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	2件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	補装具費支給制度において、現行の制度では利用者負担が生じる者が少なからずいる。補装具は障害者の日常生活にとって必要不可欠なことから、所得に関係なく利用者負担は無料にすべきである。		補装具については、この4月から低所得の方について無料としていることをご説明し、今回のご意見を参考にしながら、今後の補装具制度の充実に努めて参りたいとお伝えしました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	老健局
照会先	総務課企画官 藤原朋子(内線3911) 総務課企画法令係 富永華子(内線3919)

平成22年6月11日～6月17日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	39件	2件	2件	9件	52件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	9件
	法令遵守違反に関するもの	2件
	その他	41件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	老人保健施設と同じ敷地内にある通所リハビリテーション事業所に、老人保健施設から食事を配食することは衛生面上問題はないかとのご質問をいただきました。(事業者の方)		通知において、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つことと規定しており、保健所に確認の上適切に対応していただくよう説明しました。
2	日常生活継続支援加算における、介護福祉士の員数の算定について、介護職員以外で介護福祉士の資格を有する者を含めてよいかとの照会をいただきました。		日常生活支援加算においては、介護福祉士の資格を有する方としては介護職員に限定しており、その旨回答いたしました。
3	都道府県のご担当者から個室の要件として、入り口がカーテンであっても、個室として扱ってよいかとのご質問をいただきました。		入り口がカーテンの場合は個室として認められない旨回答しました。
4	介護サービスを使う予定はないので、保険料を支払いたくないというご意見をいただきました。		介護保険は、国民の共同連帯の理念に基づき、助け合いの精神により、みんなが少しずつ拠出し合うことによって、介護というリスクを乗り切ろうとするものであり、被保険者の方すべてにご負担いただく介護保険料により、必要な介護サービスの給付が行われている旨説明しました。
5	なぜ介護保険制度ができたのかという質問をいただきました。		介護保険制度は、誰もが抱える加齢に伴う介護の負担を社会全体で支え合うため、介護サービスに必要な費用について、所得に応じてご負担いただく介護保険料と公費により保険給付を行う仕組みとして創設された制度である旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	介護事業所の方から、介護職員処遇改善交付金の実績報告書類について、都道府県ごとで提出書類が異なっているのはなぜかとの質問をいただきました。		介護職員処遇改善交付金は、各都道府県を実施主体として運営していることから、必要な書類についても各都道府県の判断に基づいているが、国としては、できるだけ事業者に過度な事務負担とならないように、書類は最小限にするように通知を行っている旨説明しました。
7	地域区分について閲覧できるサイトはあるかのご質問をいただきました。(一般の方)		厚生労働省のHPにて閲覧可能である旨説明しました。
8	サービス提供体制強化加算の算定基準に関し、「勤続年数3年以上の職員」の要件は、同一法人内であれば、異なるサービスの事業所(施設)における勤続年数が通算できるが、介護療養型医療施設ではない病院での勤続年数はどうかのご質問をいただきました。(事業者の方)		通算できる旨説明しました。
9	老人保健施設の看護職員等の配置基準が知りたいとの要望をいただきました。(一般の方)		省令において、看護職員又は介護職員は、常勤換算方法で、入所者の数三人に対して一人以上配置することが必要であると規定している旨説明しました。
10	介護予防教室に通えるのは元気な人だけで、本来、必要な人に対応していないため、介護予防事業に保険料を使うことに対して不満があった。新聞で介護予防事業の見直しについての記事を見たが、とても良いことだと思ったので、引き続き現場の実態を踏まえ改善してもらいたいのご要望をいただきました。(一般の方)		現場の方々のご意見を伺いながら、改善への努力を行うことを伝え、貴重なご意見として承りました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 成松課長補佐(内線3216)

平成22年6月11日～6月17日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	39件	0件	0件	5件	44件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	5件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	2件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	37件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	接骨院は領収書なんて出さないのですか？		病院等の医療機関とは異なり、整骨院等ではこれまで領収証の交付は義務化されておりましたが、本年9月より領収証の無料交付が義務化されるとともに、本人が求めれば明細書の交付(実費徴収可)も行われるようになりますと説明しました。
2	医療費を安く抑えるために後発医薬品の使用を推進しているというが、「後発医薬品調剤加算」等、更にお金をとられているように見える。		調剤薬局により多くの後発医薬品を置いてもらうという目的で、後発医薬品調剤加算等の加算を設けさせていただいていますが、後発医薬品の薬剤料は、先発医薬品に比べても割安となっておりますので、こういった加算があっても、先発医薬品を処方された時よりも割安になっていると説明しました。
3	高齢者に対して、現役並みの所得があるということで一部負担金の割合が3割となるのは高い。		現役世代と高齢者世代の負担の公平性を確保するため、現役世代と同水準以上の所得のある方に対しては応分の負担を求めている旨を説明しました。
4	世帯主が国民健康保険の被保険者でないにもかかわらず、世帯主へ国民健康保険料の請求がくるのはおかしい。国民健康保険の被保険者本人に請求すべきではないか。		国民健康保険は世帯単位で制度設計しており、世帯主の方に保険料を納めていただく必要がある旨説明しました。
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	年金局
照会先	年金局総務課 課長補佐 武内(内線3313) 企画係長 占部(内線3316) (代表)03-5253-1111

平成22年6月11日～6月17日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	15件	0件	0件	28件	43件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	26件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	10件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	7件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	・年金担保融資の廃止は決まったのか。決まったとしたらいつ廃止されるのか。年金担保貸付制度の存続をお願いしたい。 ・民間の金融機関では年金受給者はお金を借りることができない。(同旨他1件)		行政刷新会議において、年金担保貸付制度は廃止という結論が出されたことは厚生労働省として重く受け止めております。 行政刷新会議においても言及されましたが、廃止するにあたっては代替となる制度を整備する必要があることから、サンプル調査を実施後、必要な対応策を講じることとしています。
2	国民年金は40年間保険料を納めて年金受給額が6万6千円とあり保険料を収める期間がそれより少ないと年金受給額は減額される。たとえ年金受給額が6万6千円でもその額は低く、とても国民が人間らしい生活ができるとは思えない。国民が生活するのに衣食住の生活のための生活費はかなり必要である。年金支給額が少ない人に、スウェーデンのように税による補足給付が行われるなら国民は生活ができると思う。国は国民のことを考えるのが役目であるので、よく考えてほしい。		現行の基礎年金の給付水準は、現役世代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて、一定の生活水準の生活を可能とする考え方で設定されています。補足給付等について、新年金制度創設に向けた、貴重なご意見として承りました。
3	受給資格が15カ月分足りなく年金受け取ることが出来ない。最低25年と言わずもう少し短い期間でも受給できるように改正してほしい。60～65歳の高齢者が一番大変。60で定年に引っかけり年金は65から。その間の5年間は生活すればいいのか。		受給資格期間の短縮については、新年金制度の具体化に向けた議論と併せて検討をまいります。一方、現行の老齢厚生年金については、今後一層の少子高齢化が進行する中で、高齢者雇用の進展や現役世代の負担とのバランスという観点から踏まえ、支給開始年齢を段階的に65歳まで引き上げているところですが、加入者の生活状況に応じて最大で60歳から減額された年金を受けられる仕組みが設けられています。
4	年金請求の手続きの際、戸籍謄本や住民票など沢山の提出書類が必要である。市区町村役場とオンラインで連結し、情報を共有することにより提出する書類を減らしてほしい。		年金請求の際、ご本人の住基コードを記載していただければ、戸籍、住民票の提出を省略できる場合がありますが、ご要望については、貴重な意見として拝聴し、日本年金機構とともに情報を共有いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	退職しこれから年金生活と思った時、最大28万円限度で、超過した分は、年金を1/2をカットする。65才を過ぎれば47万円まで許す。65才までが47万円であれば理解できるが、政策の意図が全く理解できない。会社を退職し、新たな仕事に従事し、税込で23万円。今の国の制度では、年金20万を貰えば、合計43万円となるが、28万円の超過分の1/2を年金からカットする。これでは、老体にムチを打って働いても生活は出来ない。何故、厚生年金を当然受領する権利がある者に対し、生活のしのぎを28万円にするのか理解できない。せめて年収「税込」500万円以下の労働者階級にたいしては、年金カットの制度を改める必要があるのではないか。このような制度が続けば、国民は全員が年金ボイコットに繋がりがかねない。		老齢厚生年金は、基本的に職業から引退した方に対する所得保障のシステムであり、在職老齢年金制度は、厚生年金が被用者相互の支え合いの制度である中で、高齢者世代のうち、一定額以上の賃金を受けておられる方について、賃金と年金額の合計額に応じて、年金の一部又は全部を支給停止する制度です。なお、支給停止の基準額である28万円については、サラリーマン世帯に支給される標準的な年金給付水準を基に設定されております。しかしながら、新年金制度創設に向けた、貴重なご意見として承ります。
6	5月半ばに退職し、失業保険を請求したところ、3か月待機後の支払いとなった。また、年金事務所を確認したところ、失業保険を請求したため、いったん年金は止められるが、後で待機期間分の年金が受けられるとのこと。 しかし、退職後の3か月間は、年金も出ない、失業給付も出ないこととなった。こんなシステムはおかしいので、改善してほしい。		失業給付の給付制限期間等と年金との調整については、雇用保険制度における目的の一つである、就職促進等を阻害することのないよう、その支給を停止することとしています。 なお、受給期間満了後に、実際に失業給付の支給がされなかった期間に対しては年金が支給されることとなっておりますのでご理解願います。 ご要望については、貴重なご意見として拝聴し、日本年金機構とともに情報を共有いたします。 なお、当件につきましては、雇用保険法との調整を行いつつ、制度面での改善について検討を行っています。
7	社会保険料(厚生年金、健康保険)を現金納付しているが、銀行や郵便局は、午後3時～4時頃に窓口が閉まってしまう不便である。毎月10万円位の社会保険料なので、会社帰りに利用できるコンビニエンスストアで納められるようにしてほしい。		健康保険料及び厚生年金保険料等の納付については、原則として日本銀行の業務を取り扱っている銀行又は郵便局等で納めていただくことになっております。 ご要望のコンビニエンスストアでの納付については、所要の法律改正を行った上で、コンビニエンスストアからの申出によって可能となりますが、必要な手数料を考慮し費用対効果を踏まえた慎重な検討が必要と考えています。 また、保険料の納付は、銀行等での口座振替やインターネットを活用したペイジーサービスといった方法でも納付することが可能ですので、ご検討をお願いします。 ご要望については、貴重な意見として拝聴いたします。
8	年金事務所、ねんきんダイヤルの電話が繋がらない。		日本年金機構に、個別のケースについて事実確認をした上で必要な対応を行うよう指導いたしました。
9	日本年金機構職員(年金事務所、本部、委託業者)の対応が悪い。(同旨他4件)		日本年金機構に、個別のケースについて事実確認をした上で必要な対応を行うよう指導いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成22年6月11日～6月17日受付分

部局(課室)名	政策統括官(社会保障担当)
照会先	政策統括官付社会保障担当参事官室 室長補佐 竹林 悟史(内線7704) 経理係 大平 泰士(内線7709) (ダイヤルイン 03-3595-2159)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	一定以下の収入・所得である世帯に対し、電気・水道・ガスなどのライフラインを保障するための給付金を支給すべきである。		貴重なご意見として拝聴いたしました
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	政策統括官(労働担当)
照会先	室長補佐 黒澤 朗(7725) 総務係長 定政紀彦(7717)

平成22年6月11日～6月17日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	7件	0件	0件	3件	10件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	9件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	先進国では同一労働・同一賃金が当たり前だが、なぜ日本では均等待遇にできないのか。		昨年12月30日に閣議決定された「新成長戦略(基本方針)」において、同一価値労働・同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進に取り組むこととされている旨、メールにて丁寧に回答いたしました。
2	ある労働組合の組合員であるが、その労働組合は自分が会社から解雇されたのに何の行動も起こしてくれなかった。このような労働組合に対して厚生労働省から行政指導は行えるのか。		労働組合内部の問題については、労働組合が自主的に解決すべきであり、厚生労働省からの指導を行うことはできない旨、メールにて丁寧に回答しました。
3	労働組合法第2条において、「厚生資金又は経済上の不幸若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他基金に対する使用者の寄附」との条項があるが、具体的にどのようなものを想定しているのか解釈・考え方を教えてほしい。		「厚生資金又は福利基金に対する寄附」について、労働組合法の解釈を丁寧に説明し、ご理解を頂きました。
4	定年退職時に管理職であったため非組合員であった者が、定年退職後に嘱託社員として勤務している。この嘱託社員については、労働組合への加入手続きを踏んでいないが、労働組合員であると考えてよいか。		退職時に非組合員であった場合は、加入行為を行わない限り、労働組合員ではないと考えられる旨、メールにて丁寧に回答しました。
5	労働契約承継法において、承継される事業に従事しているか否かの判断はどのタイミングで行えば良いのか。		労働契約承継法施行規則第2条に基づき、分割契約等を締結し、又は作成する日を基準とするものであることを丁寧に説明し、ご理解を頂きました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	労働契約承継法における労働者への通知期限日はいつか。		労働者への通知に係る通知期限日は、労働契約承継法の規定に基づき、分割契約等を承認する株主総会の日の2週間前の日の前日までに行う必要があることを丁寧に説明し、ご理解を頂きました。
7	労働契約承継法の指針において、「会社分割の手続によらずに当該労働者の労働契約を承継会社等に承継させる場合には、民法第625条第1項が適用され、当該労働者の個別の承諾を得る必要があること。」との規定があるが、要は労働契約承継法の適用がなければ個別同意が必要ということか。		労働契約承継法の適用がない場合には、民法第625条第1項の規定に基づき、労働者の労働契約を承継させることについて、労働者の個別の同意が必要である旨を丁寧に説明し、ご理解を頂きました。
8	労働契約承継法に基づく通知も異議申し出期間も終了した後に会社分割の効力発生日を変更することとなった場合、どのような手続きをとればよいか。		労働契約承継法の該当箇所の解釈について丁寧に説明し、ご理解を頂きました。
9	労働契約承継法7条の協議事項である「債務の履行に関する事項」や「会社分割に当たり、分割会社又は承継会社等と関係労働組合又は労働者との間に生じた労働関係上の問題を解決するための手続」について、どのような説明をすればよいか。		労働契約承継法指針の該当箇所の解釈について丁寧に説明し、ご理解を頂きました。
10	労働契約承継法第2条第3項第2号の「分割計画が作成された日」とは、具体的にいつか。		労働契約承継法の該当箇所の解釈について丁寧に説明し、ご理解を頂きました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

(参考)

平成22年6月11日～6月17日受付分

部局(課室)名	日本年金機構	
照会先	サービス推進部 お客様の声グループ長 高水 徹 海野 崇 (代表電話)03 - 5344 - 1100 (内線 3177)	

国民の皆様の声 把握方法別件数		来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	本部分	5件	650件	50件	0件	60件	0件	765件
	地方分	37件	35件	18件	0件	6件	0件	96件
合計	42件	685件	68件	0件	66件	0件	861件	

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	207件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	650件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	4件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	母親が亡くなった際、子供に遺族基礎年金を受取る権利ができるが、父親と一緒に暮らしていると支払いが停止となる。子供を一人にすることは出来るはずもなく、年金を受け取りできない制度になっている。受け取ることが出来るような年金制度にして欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
2	70歳以上で在職している場合に老齢厚生年金が支給停止となることがあるが、これをやめて年金を支払って欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
3	以前、時効特例給付による年金の支払いを受け取った。この度、遅延特別加算金の支払いがあったが、余りにも額が少ない。増額して欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
4	現在、老齢基礎年金から介護保険料が天引きされている。年金を受け取っている側の都合もあり、年金からの介護保険料の特別徴収を止めて欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
5	年金の支払いについて、受け取りが出来る年齢の誕生日の前日に受け取る権利が発生し、その翌月分からしか支払いがされない。権利が発生した月の分から受け取れるようにして欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	各種通知や案内について、内容がわかりづらいものがあるので、もっとわかりやすくしてほしい。		記載内容をわかりやすい言葉に置き換えを行うとともに、お客様向け文書モニター会議等において検討を行い、記載内容をわかりやすくするよう、引き続き取り組みを行っていることを説明しました。
7	年金事務所職員の説明が不十分、事務処理に時間がかかる、態度やマナーが悪く、不愉快な思いをした。(同様なご意見が多数ありました。)		事実確認を行った上で、必要な指導等を行ってまいります。お客様の年金相談に対し、お客様にプラスとなる「もう一言」を心がけます。
8	健康保険・厚生年金保険適用関係書類の処理や国民年金の保険料還付金の支払処理が遅い等のご指摘をいただきました。		事務処理体制の強化に取り組み、早く事務処理できるように努力してまいります。
9	年金再計算(再裁定)による支払いが遅い。高齢で健康面に不安があり、出来るだけ早く支払って欲しい。(同様なご意見が多数ありました。)		複雑な事務処理に精通した職員の集中配置、処理システムの機能強化等により、事務処理体制の強化に取り組み、早く支払いできるように努力してまいります。
10	ねんきんダイヤル(委託先業者)に電話をかけたが、対応したオペレーターからは挨拶もなく、言葉使いも悪かった。その上、的確な回答がなかった。		日本年金機構として、事実確認を行った上で、必要な指導等を行ってまいります。
11	お客様から、年1回の年金振込通知書へのお礼や激励をいただきました。		これらの声を糧として、粛々とサービス向上に努めてまいります。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。